

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年8月9日
【中間会計期間】	第11期中（自2024年1月1日 至2024年6月30日）
【会社名】	セーファー株式会社
【英訳名】	Safie Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 佐渡島 隆平
【本店の所在の場所】	東京都品川区西品川一丁目1番1号
【電話番号】	03-6372-1276
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 兼 CFO 古田 哲晴
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西品川一丁目1番1号
【電話番号】	03-6311-4570
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 兼 CFO 古田 哲晴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期中	第11期中	第10期
会計期間	自2023年1月1日 至2023年6月30日	自2024年1月1日 至2024年6月30日	自2023年1月1日 至2023年12月31日
売上高 (千円)	5,425,142	6,845,874	11,817,209
経常損失 () (千円)	438,988	329,506	1,110,518
親会社株主に帰属する 中間(当期)純損失 () (千円)	438,896	1,171,233	1,438,686
中間包括利益又は包括利益 (千円)	438,986	1,177,018	1,438,091
純資産額 (千円)	10,962,779	8,923,740	10,016,941
総資産額 (千円)	12,581,125	10,692,584	11,701,532
1株当たり中間(当期)純損失 () (円)	8.08	21.19	26.34
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	87.1	83.1	85.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	944,375	343,233	1,386,016
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	107,922	47,319	310,500
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	109,219	40,180	141,596
現金及び現金同等物の中間期末(期末) 残高 (千円)	7,728,550	6,766,335	7,116,707

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は、以下のとおりであります。

当中間連結会計期間において、Kix株式会社及びSAFIE VIETNAM CO.,LTD.を設立し、連結の範囲に含めております。

この結果、当社グループは2024年6月30日現在において、当社及び連結子会社3社、持分法適用会社1社により構成されることとなりました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態、経営成績の状況

経営成績の状況

当社グループは「映像から未来をつくる」をビジョンに掲げ、家から街まであらゆるシーンの映像をデータ化することで、人々の意思決定を支援するクラウド録画型映像プラットフォーム「Safie（セーフィー）」を開発・運営しております。「Safie」は高画質・安価・安全で、誰でも簡単にスマートフォンやパソコンで使える防犯カメラサービスとして、小売・飲食・サービス・建設・物流・製造・インフラ・公共・医療などの幅広い業界で活用いただいております。日本国は2040年には働き手が現在の8割になるという「8掛け社会」が到来する（注1）と推定され、人口減少から生じる労働供給制約社会を迎えることは確実であり、人々の生活に多大なる影響を及ぼすと考えられています。「Safie」では近年高まる防犯カメラとしての用途にとどまらず、遠隔での状況確認や業務ツールとの連携による業務効率化、AIを活用した映像解析による異常検知・予測などのニーズが急速に拡大しており、このような労働力不足をはじめとする社会的な課題を解決できるソリューションの開発、提供を進めております。

労働力不足に備え、デジタル庁は業務の生産性を高め技術革新を促進することを目的に、デジタル技術の活用・業務効率化を妨げる「アナログ規制」を見直す方針を公表しており、規制の緩和・撤廃が進んでいます。例えば、建築・住宅・インフラ業界では、2024年6月に厚生労働省が「目視規制」について、デジタルツールを活用した「遠隔巡視」を可能とする旨の通知を行いました。セーフィーが提供するウェアラブルクラウドカメラ「Safie Pocket2（セーフィー ポケット ツー）」・「Safie Pocket2 Plus（セーフィー ポケット ツー プラス）」は性能要件を満たしており、屋外向けクラウドカメラ「Safie G0 360（セーフィー ゴー サンビャク ロクジュウ）」と併用することで、事業者の負担を軽減かつ安全性を確保する「遠隔巡視」の広がりが期待されています。

当中間連結会計期間では、小売・サービス業を中心に、AIソリューション「AI-App（アイアップ）」の人数計測機能の導入が広がっています。スーパーマーケットでは、カメラ映像から人数を計測することによって、入店者数、回遊率、売上の拡大を目的とした店舗内レイアウトづくりへ役立てている事例もあります。他にも、全国各地の店舗管理を遠隔から映像で指示する「遠隔臨店」やPOSレジを連携したレジ周りのトラブル抑止・解決など、クラウドカメラの導入により様々な用途での活用が広がりを見せています。また、当社グループが出資したタイムリープ株式会社が提供する遠隔接客サービス「RURA（ルーラ）」の接客画面と「Safie」の映像を同時に確認ができる遠隔接客ソリューション「RURA（SF）（ルーラ エスエフ）」の提供を開始しました。これにより、俯瞰的な店舗状況を十分に考慮した遠隔接客の実現や接客の機会ロスを削減ができるなど、より一層、店舗の省人化や接客品質向上などの顧客課題の解決に取り組んでまいります。加えて、パートナー協業先である東日本電信電話株式会社宮城事業所が主体となって進めている仙台市の「診療カーによるオンライン診療サービス」に同じくパートナー協業先であるMUSVI株式会社と参画し、テレプレゼンスシステム「窓」を通じて、将来の医師不足や高齢化に備え地域医療の向上や医療人材・リソースの有効活用を推進しています。このように多様化する顧客のニーズを起点としたソリューションのバリエーションを着実に広げることに貢献しています。

当社KPIであるARRは2024年6月末時点で10,230百万円（2023年6月末比26.4%増、注2）、課金カメラ台数は26.0万台（2023年6月末比25.6%増、注3）になりました。

カメラ等の機器販売や設置作業費などが含まれるスポット収益は1,939百万円となり、クラウド録画サービス、一部のカメラのレンタルサービスや、LTE通信費、画像解析サービス等を含むリカーリング収益は4,906百万円となりました。

この結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高6,845,874千円（前年同期比26.2%増）、営業損失302,262千円（前年同期は営業損失439,021千円）、経常損失329,506千円（前年同期は経常損失438,988千円）となりました。また、本日公表しております「特別損失の計上に関するお知らせ」に記載のとおり、投資有価証券評価損827,568千円を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する中間純損失1,171,233千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失438,896千円）となりました。

なお、当社グループは、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

- (注) 1. 出典元：リクルートワークス研究所：「未来予測2040 労働供給制約社会がやってくる」
2. ARR：Annual Recurring Revenue。対象月の月末時点のMRR（Monthly Recurring Revenue）を12倍して算出。MRRは対象月末時点における継続課金となる契約に基づく当月分の料金の合計額（販売代理店経由の売上を含む）。
3. 課金カメラ台数は、各四半期に販売したカメラ台数ではなく、各四半期末時点で稼働・課金しているカメラ台数。

財政状態の状況

（資産）

当中間連結会計期間末における流動資産は10,057,145千円となり、前連結会計年度末に比べ197,162千円減少いたしました。これは主に、売掛金及び契約資産が46,109千円増加、流動資産のその他が81,842千円増加した一方で、現金及び預金が350,372千円減少したことなどによるものであります。

当中間連結会計期間末における固定資産は634,753千円となり、前連結会計年度末に比べ812,188千円減少いたしました。これは主に、投資その他の資産が812,398千円減少したことなどによるものであります。

この結果、資産合計は10,692,584千円となり、前連結会計年度末に比べ1,008,947千円減少いたしました。

（負債）

当中間連結会計期間末における流動負債は1,718,810千円となり、前連結会計年度末に比べ93,271千円増加いたしました。これは主に、買掛金が107,138千円増加したことなどによるものであります。

当中間連結会計期間末における固定負債は50,034千円となり、前連結会計年度末に比べ9,018千円減少いたしました。これは主に固定負債のその他が8,190千円減少したことなどによるものであります。

この結果、負債合計は1,768,844千円となり、前連結会計年度末に比べ84,253千円増加いたしました。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産合計は8,923,740千円となり、前連結会計年度末に比べ1,093,200千円減少いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純損失1,171,233千円を計上したことなどによるものであります。

この結果、自己資本比率は83.1%（前連結会計年度末は85.6%）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ350,372千円減少し、6,766,335千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は343,233千円（前年同期は944,375千円）となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失1,171,998千円の発生（前年同期は436,994千円の税金等調整前中間純損失）、投資有価証券評価損の計上827,568千円（前年同期は該当なし）などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は47,319千円（前年同期は107,922千円）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出24,319千円（前年同期は65,304千円）、有形固定資産の取得による支出14,494千円（前年同期は58,620千円）、敷金の差入による支出8,079千円（前年同期は178千円）などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は40,180千円（前年同期は109,219千円）となりました。これは主に、非支配株主からの払込みによる収入30,000千円（前年同期は該当なし）、新株予約権の行使による株式の発行による収入9,702千円（前年同期は120,185千円）などによるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当中間連結会計期間における研究開発活動の金額は、376,354千円であります。
 なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(7) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設について、当中間連結会計期間に著しい変更があったものは、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定額(注)3		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 関西支店 (大阪府大阪市)	移転	40,726	5,733	増資資金	2023年10月	2024年9月	(注)4

(注) 1. 下線部分は変更箇所を示しております。

2. 当社グループは映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
3. 関西支店移転の投資予定額には差入敷金及び保証金が含まれております。
4. 完成後の増加能力は、合理的な算定が困難であるため、記載を省略しております。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間連結会計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間において、当社グループの資本の財源及び資金の流動性について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2024年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年8月9日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	55,344,850	55,344,850	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限 定のない当社にお ける標準となる株 式であり、単元株 式数は100株であ ります。
計	55,344,850	55,344,850	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2024年8月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当中間会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権は以下のとおりです。

1. 第14回新株予約権

決議年月日	2024年3月14日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員4名および従業員1名
新株予約権の数	380個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (注)2	普通株式 38,000株(注)2
新株予約権行使時の払込金額	1株あたり 650円(注)3
新株予約権の行使期間	自 2024年3月29日 至 2034年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 685円 資本組入額 343円(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)6

新株予約権の発行時(2024年3月29日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき3,500円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株であります。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

(1)当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2)当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

3. 1株につき金650円(以下「行使価額」という。)とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあるものとします。

(1)当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後行使価額の適用時期は、(注)2(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2)当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \\ & \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{時価} \\ & \text{行使価額} = \text{行使価額} \times \\ & \text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \end{aligned}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数(当社が保有するものを除く。)及び発行済の潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする(但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。)

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3)本注(2)(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4)当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5)当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本注(2)に基づく調整は行われないものとする。
- (6)本注の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。
4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1)行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの(以下「権利者」という。)について以下に定める取得事由が発生していないこと。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。当社の発行済株式総数の過半数の株式を特定の第三者(当社の株主を含む。)が保有することとなる、同時又は実質的に同時に行われる株式の譲渡にかかる書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合(株式交付による場合を除く。)には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア) 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
- イ) 当社又は子会社の使用人
- ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
- エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合ク) 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

- ケ) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (2) 権利者は、2024年12月期から2026年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された売上高が、22,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- (3) 権利者は、本新株予約権の割当日から3年間を経過するまでの間、継続して当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人(アルバイト(一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の使用人の一週間の所定労働時間に比し短い使用人を意味する。))である期間は除く。)であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 権利者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
当社が組織再編成行為を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編成行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。

2. 第15回新株予約権

決議年月日	2024年3月14日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員4名および従業員1名
新株予約権の数	380個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 38,000株(注)1
新株予約権行使時の払込金額	1株あたり 764円(注)2
新株予約権の行使期間	自 2024年3月29日 至 2034年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 764円 資本組入額 382円(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

新株予約権の発行時(2024年3月29日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株であります。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

- (1)当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2)当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 1株につき本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)としますが、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値とします(以下「行使価額」という。)。また、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあるものとします。

- (1)当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2)当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。なお、本号において「時価」とは、調整後

の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \\ \text{新発行株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} \\ \text{時価} \end{array}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3) 本注（2）(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
 - (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
 - (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本注（2）に基づく調整は行われないものとする。
 - (6) 本注の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。当社の発行済株式総数の過半数の株式を特定の第三者（当社の株主を含む。）が保有することとなる、同時又は実質的に同時に行われる株式の譲渡にかかる書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

イ) 当社又は子会社の使用人

ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合

ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

ケ) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(2) 権利者は、2024年12月期から2026年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、18,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

(3) 権利者は、本新株予約権の割当日から3年間を経過するまでの間、継続して当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人（アルバイト（一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の使用人の一週間の所定労働時間に比し短い使用人を意味する。）である期間は除く。）であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4) 権利者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が組織再編成行為を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
 本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
 新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編成行為の際の取扱い
 本注に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年4月12日 (注)1	63,155	55,319,850	19,988	5,604,338	19,988	7,162,588
2024年1月1日～ 2024年6月30日 (注)2	25,000	55,344,850	5,010	5,609,348	5,010	7,167,598

（注）1. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行

発行価格	633円
資本組入額	316.50円
割当先	当社の取締役 4名 25,275株
	当社の執行役員 4名 6,316株
	当社の使用人 36名 31,564株

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
佐渡島 隆平	神奈川県逗子市	13,806	24.96
下崎 守朗	東京都品川区	5,520	9.97
ソニーネットワークコミュニケー ションズ株式会社	東京都港区港南1丁目7-1	4,640	8.38
森本 数馬	東京都品川区	4,134	7.47
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,773	5.01
オリックス株式会社	東京都港区浜松町2丁目4-1	2,600	4.70
キャノンマーケティングジャパン株 式会社	東京都港区港南2丁目16-6	2,600	4.70
関西電力株式会社	大阪府大阪市北区中之島3丁目6-16	1,920	3.47
31 VENTURES グローバ ル・ブレイン グロース 合同会社	東京都中央区日本橋1丁目4-1	1,737	3.14
STATE STREET BAN K AND TRUST COMP ANY 505012 (常任代理人 香港上海銀行東京支 店 カストディ業務部 SENIO R MANAGER, OPERA TION 小松原 英太郎)	ONE CONGRESS STREE T, SUITE 1, BOSTO N, MASSACHUSETTS (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	823	1.48
計	-	40,553	73.28

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 19,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 55,312,000	553,120	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式であり、単元株式 数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 13,150	-	-
発行済株式総数	55,344,850	-	-
総株主の議決権	-	553,120	-

【自己株式等】

2024年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
セーフィー株式会社	東京都品川区西品川一 丁目1番1号	19,700	-	19,700	0.04
計	-	19,700	-	19,700	0.04

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、連結財務諸表規則第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,216,707	6,866,335
売掛金及び契約資産	1,713,219	1,759,328
電子記録債権	10,300	17,100
商品	968,061	985,505
その他	349,749	431,591
貸倒引当金	3,730	2,715
流動資産合計	10,254,307	10,057,145
固定資産		
有形固定資産	-	209
投資その他の資産	1,446,942	634,543
固定資産合計	1,446,942	634,753
繰延資産	282	685
資産合計	11,701,532	10,692,584
負債の部		
流動負債		
買掛金	702,369	809,507
1年内返済予定の長期借入金	91,656	91,656
未払法人税等	53,602	53,091
賞与引当金	30,000	47,940
その他	747,911	716,615
流動負債合計	1,625,538	1,718,810
固定負債		
長期借入金	2,548	1,720
その他	56,504	48,314
固定負債合計	59,052	50,034
負債合計	1,684,591	1,768,844
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,584,350	5,609,348
資本剰余金	8,069,732	8,094,731
利益剰余金	3,642,070	4,813,304
自己株式	167	191
株主資本合計	10,011,844	8,890,584
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,144	712
為替換算調整勘定	-	1,539
その他の包括利益累計額合計	1,144	827
新株予約権	3,952	7,797
非支配株主持分	-	26,186
純資産合計	10,016,941	8,923,740
負債純資産合計	11,701,532	10,692,584

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

【中間連結会計期間】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)
売上高	5,425,142	6,845,874
売上原価	2,750,754	3,438,276
売上総利益	2,674,388	3,407,598
販売費及び一般管理費	1,311,409	1,370,861
営業損失()	439,021	302,262
営業外収益		
受取利息	11	27
受取補償金	-	1,453
投資事業組合運用益	12,449	-
業務受託料	218	726
その他	1,383	737
営業外収益合計	14,062	2,944
営業外費用		
支払利息	135	222
持分法による投資損失	9,229	14,554
為替差損	3,363	8,467
投資事業組合運用損	-	2,823
その他	1,302	4,121
営業外費用合計	14,030	30,189
経常損失()	438,988	329,506
特別利益		
固定資産受贈益	1,994	-
特別利益合計	1,994	-
特別損失		
減損損失	-	14,923
投資有価証券評価損	-	2,827,568
特別損失合計	-	842,491
税金等調整前中間純損失()	436,994	1,171,998
法人税、住民税及び事業税	1,901	3,048
法人税等合計	1,901	3,048
中間純損失()	438,896	1,175,047
非支配株主に帰属する中間純損失()	-	3,813
親会社株主に帰属する中間純損失()	438,896	1,171,233

【中間連結包括利益計算書】
 【中間連結会計期間】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
中間純損失()	438,896	1,175,047
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	90	432
為替換算調整勘定	-	1,539
その他の包括利益合計	90	1,971
中間包括利益	438,986	1,177,018
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	438,986	1,173,205
非支配株主に係る中間包括利益	-	3,813

(3)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失()	436,994	1,171,998
減価償却費	1,476	825
減損損失	-	14,923
株式報酬費用	14,890	19,330
貸倒引当金の増減額(は減少)	631	1,014
賞与引当金の増減額(は減少)	11,678	17,940
受取利息	11	27
支払利息	135	222
受取補償金	-	1,453
業務受託料	218	726
投資事業組合運用損益(は益)	12,449	2,823
投資有価証券評価損益(は益)	-	827,568
持分法による投資損益(は益)	9,229	14,554
固定資産受贈益	1,994	-
売上債権の増減額(は増加)	265,547	52,909
棚卸資産の増減額(は増加)	189,336	17,677
前払費用の増減額(は増加)	151,508	95,977
仕入債務の増減額(は減少)	102,050	107,138
契約負債の増減額(は減少)	95,139	10,077
その他	127,943	14,713
小計	950,772	341,094
利息の受取額	10	27
利息の支払額	135	222
補償金の受取額	-	1,453
業務受託料の受取額	218	726
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	6,303	4,123
営業活動によるキャッシュ・フロー	944,375	343,233
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	100,000	-
定期預金の払戻による収入	100,000	-
投資有価証券の取得による支出	65,304	24,319
有形固定資産の取得による支出	58,620	14,494
投資事業組合からの分配による収入	16,181	-
敷金の差入による支出	178	8,079
その他	-	425
投資活動によるキャッシュ・フロー	107,922	47,319
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	10,966	828
非支配株主からの払込みによる収入	-	30,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	120,185	9,702
新株予約権の発行による収入	-	1,330
自己株式の取得による支出	-	24
財務活動によるキャッシュ・フロー	109,219	40,180
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	943,078	350,372
現金及び現金同等物の期首残高	8,671,628	7,116,707
現金及び現金同等物の中間期末残高	7,728,550	6,766,335

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

当中間連結会計期間において、Kix株式会社及びSAFIE VIETNAM CO.,LTD.を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
給料及び手当	992,284千円	1,292,710千円
賞与引当金繰入額	57,588	41,262
貸倒引当金繰入額	905	860

2 投資有価証券評価損

当中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

投資有価証券評価損は、当社連結子会社が保有する投資有価証券のうち取得価額に比べて実質価額が著しく低下した株式について、減損処理を実施したものであります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
現金及び預金勘定	7,828,550千円	6,866,335千円
預入期間が3か月を超える定期預金	100,000	100,000
現金及び現金同等物	7,728,550	6,766,335

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)
リカーリング収益	3,880,606	4,906,773
スポット収益	1,544,535	1,939,101
顧客との契約から生じる収益	5,425,142	6,845,874
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	5,425,142	6,845,874

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2023年 1月 1日 至2023年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自2024年 1月 1日 至2024年 6月30日)
1株当たり中間純損失()	8.08円	21.19円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失() (千円)	438,896	1,171,233
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失()(千円)	438,896	1,171,233
普通株式の期中平均株式数(株)	54,316,607	55,271,446
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年8月9日

セーフィー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中山 博樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上 倫哉
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセーフィー株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーフィー株式会社及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。